

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年1月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600265号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600026号

第1 結論

昭和53年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで

請求期間の国民年金保険料について、私の両親が前納していたが、国の記録では厚生年金保険加入による資格喪失を理由に、当該期間の保険料が還付され、未加入期間として記録されている。請求期間当時は大学生であり、働いておらず、口頭又は書面で厚生年金保険に加入したことを理由に国民年金被保険者資格の喪失の申出を行ったことも、請求期間の保険料の還付を受けたこともないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求期間の国民年金保険料が一旦は前納されたものの、請求者は、昭和53年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、上記被保険者名簿によると、請求期間は国民年金の未加入期間とされている上、請求期間の保険料が「厚年加入」を理由として昭和53年7月14日付けで還付決議されたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時、請求者は大学生であり、働いていなかった旨陳述している上、オンライン記録を確認しても請求者が昭和53年4月1日に厚生年金保険等の被用者年金制度に加入した記録は見当たらない。

これらのことから、請求者が昭和53年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、請求期間の国民年金保険料を「厚年加入」を理由として還付する合理的な理由は見当たらず、当該期間の保険料は誤還付であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600248号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600027号

第1 結論

平成6年7月から平成7年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月から平成7年5月まで

私は、会社を辞めた平成6年7月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、請求期間に係る国民年金保険料をA市役所において納付したと思うが、請求期間のすべてが未納となっているのは納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年7月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、請求期間に係る国民年金保険料を同市役所において納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、平成10年1月19日に請求者に対して基礎年金番号が付番され、同日に請求者の平成2年*月*日(20歳到達日)の国民年金被保険者の資格取得に係る入力処理が行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は平成10年1月頃に行われたものと推認できる。

このため、当該加入手続が行われたと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、前述の加入手続が行われたと推認できる時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者は、基礎年金番号が付番された平成10年1月19日の時点においてB市に住居登録されていたことが確認できる

上、オンライン記録で確認できる請求者の基礎年金番号の記号「*」は、請求期間当時、同市を管轄していたC社会保険事務所（当時）の課所符号であることから、請求者の国民年金の加入手続は同市において行われたものと推認でき、請求者の主張と相違する。

加えて、請求期間当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて氏名検索を行っても、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600263号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600028号

第1 結論

請求期間①から⑤までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年2月から同年4月まで
② 昭和57年5月から同年9月まで
③ 昭和58年12月から昭和59年4月まで
④ 昭和59年12月及び昭和60年1月
⑤ 昭和60年12月

私は、昭和48年4月からA業務に従事しており、下船の都度、妻と一緒にB町役場において国民年金の加入手続をし、その窓口で国民年金保険料を納付していた。しかし、国の記録では、請求期間①から⑤までに係る妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私の保険料は納付済みとなっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは昭和61年12月31日と記載されていることが確認でき、当該記録は、オンライン記録の被保険者資格取得年月日と一致していることから、請求期間①から⑤までは国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できなかったと考えられる。

また、請求者は、「下船の都度、妻と一緒にB町役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。」と主張しており、請求者の妻も、「昭和56年3月*日に婚姻した後は、夫の乗船及び下船に合わせて国民年金被保険者の強制加入又は任意加入の種別変更の手続を行い、夫と一緒に国民年金保険料を納付していた。」

旨主張しているが、請求者の妻に係るオンライン記録によると、各請求期間当時は国民年金被保険者の種別変更が行われていないことが確認できることから、請求者とその妻は、当該期間において一緒に国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる上、請求期間①から⑤までの複数回にわたって請求者の納付記録のみが欠落したとは考えにくいことから、当該期間について、請求者の妻の国民年金保険料が納付済みであることのみをもって、請求者の保険料が納付されていたとまでは推認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600243号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600077号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(後に、B社C事業所へ名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和26年9月6日から昭和27年9月7日まで
② 昭和27年9月16日から昭和30年5月3日まで

請求期間①について、私は、B社において、昭和23年12月1日から昭和25年9月26日まではE職、同年9月27日から昭和27年9月6日に退職するまではF職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、同社の資格喪失年月日が昭和26年9月6日となっているので、資格喪失年月日を昭和27年9月7日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、D事業所においてG職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は昭和23年12月1日から昭和27年9月6日までの期間、B社に継続して勤務していたと主張しているが、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びB社C事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社における請求者の資格取得年月日は昭和23年12月1日、資格喪失年月日は昭和26年9月6日とされており、オンライン記録と一致している。

また、上記被保険者名簿によると、請求期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらない上、B社C事業所の本社であるB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認しても請求者の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、B社C事業所は昭和42年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は同年11月28日に解散していることが確認でき、請求期間①当時の代表取締役及び取締役は死亡又は所在が不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、複数の上司及び同僚の名前を挙げているが、姓のみを記憶している者については特定することができない上、姓名を記憶している者については所在が不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態について証言を得ることができない。

また、前述のB社C事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち所在が確認できた14人に照会したところ、10人から回答があったが、請求者の請求期間①における勤務実態について具体的な証言を得ることはできなかった。

請求期間②について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、請求者が勤務したとするD事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない。

また、請求者が記憶するD事業所の所在地を管轄するH法務局において、同事業所名での商業登記は見当たらないことから、請求者が請求期間②において勤務したとする事業所を特定することができず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、D事業所を退職後、I公共職業安定所において失業保険を受給した旨陳述しているが、当該職業安定所を管轄する労働局は、「請求者の請求期間②に係る失業給付の受給記録は、保存年限経過により当時の資料が廃棄されている上、コンピュータシステムにおいても、該当する記録は確認できない。」旨回答しており、請求者の請求期間②における勤務実態について確認することができない。

加えて、請求者は、複数の上司及び同僚の名前を挙げているが、姓のみを記憶している者については特定することができず、姓名を記憶している者について、オンライン記録により氏名検索を行ったが所在を確認できないことから、請求者の請求期間②における勤務実態について証言を得ることができない。

また、請求者は、「D事業所はJ社の下請けであり、同社の大元はK社（現在は、L社）であった。」旨陳述していることから、H法務局に照会したが、J社に係る商業登記は見当たらない上、L社に対して照会しても、D事業所及びJ社について

確認することはできなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600249号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600078号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和63年6月1日から平成2年3月31日までの期間、A社において臨時社員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年2月1日とされており、請求期間の被保険者記録が無い。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同年4月1日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時A社に勤務していた社員の人事記録等を保管するC社の回答及び請求者から提出された在職証明書により、請求者は、請求期間において臨時社員としてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届は、請求者の健康保険被保険者証が添付されて届出され、当該資格喪失に係る入力処理は平成2年2月9日に行われていることが確認できる上、雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における離職年月日は同年1月31日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、オンライン記録によると、A社において昭和64年1月1日から平成3年1月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、2か月経過した後に被保険者資格を再取得している者が15人確認でき、当該15人に対して照会したところ、12人から回答があり、自身の雇用形態について臨時社員であったと回答している6人のうち3人は、「A社に継続して勤務していたにも関わらず、厚生年金

保険に加入していない期間があった。」旨回答していることから、請求期間当時、同社では、臨時社員について、必ずしも勤務していた全ての期間を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の3人のうち2人は、「A社に勤務していた期間のうち厚生年金保険に加入していなかった期間は、自分で国民年金と国民健康保険に加入していた。また、その期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

加えて、B社及びC社は、請求期間当時の請求者に係る給与支払額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600259号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年2月1日から昭和47年8月1日まで

私は、A社B支社に昭和42年10月頃に入社し、C市D地区に所在した営業所に勤務した。昭和43年1月1日から厚生年金保険に加入し、請求期間においても継続して当該営業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和43年2月1日となっているので、昭和47年8月1日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間においてA社B支社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、C市D地区に所在した営業所に勤務していたとする同僚の一人は、請求者が当該営業所に勤務していたことを記憶していることから、期間は特定できないものの、請求者は請求期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のA社B支社に係る雇用保険の加入記録は見当たらず、現在、A社の各支社に係る社会保険事務を取り扱っているA社の本社(以下「本社」という。)は、請求者の請求期間に係る資料が残っていないため不明である旨回答していることから、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間においてA社B支社に勤務したことが確認できる資料として、入社時に交付されたとする「E会員証 有効期限 昭和49年7月末日」を提出しているところ、本社は、「E会は顧客へ様々なサービスを提供するために昭和48年4月に設立された。会員証は契約者等に交付されるものであり、当該会員

証を所持していることをもってA社に勤務していたとは判断できない。」旨回答している。

さらに、F健康保険組合から提出されたA社B支社が保管する請求者に係る「健康保険被保険者名簿」によれば、資格取得年月日は昭和43年1月1日、資格喪失年月日は同年2月1日、健康保険被保険者証の回収年月日は同年2月6日と記載されていることが確認できる上、当該資格取得年月日及び資格喪失年月日は、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、請求者は請求期間のうち昭和43年4月から同年6月までの期間は国民年金保険料を納付しており、同年7月から昭和49年3月までの期間は当初国民年金保険料の申請免除期間であったことが確認できる上、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の納付及び申請免除の手続を行った記憶がある旨陳述している。

また、C市によれば、請求者は請求期間において国民健康保険の被保険者であった旨回答している上、請求者は、当該加入手続を行った記憶がある旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。